

斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部の項目に対応するため人事院規則が改正されることから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大（第8条の2の改正規定）

超過勤務の免除の対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大します。

(2) 仕事と介護の両立支援制度に関する周知（第16条の2関係）

介護離職防止のため、家族の介護に直面した旨を申し出た職員及び40歳に達した職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うものとします。

(3) 仕事と介護の両立支援のための職場環境の整備（第16条の3関係）

介護両立支援制度の請求等が円滑に行われるようにするため、研修の実施や相談体制の整備等の措置を講じます。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

この条例の施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても当該請求を行うことができることとします。